

【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 6 条 (口座の開設及び取引の適格要件) (個人のお客様の場合)	(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行わない事、または反社会的勢力(法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。)の一員でない事。	(7) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に本取引を行わない事、または反社会的勢力(法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。)の一員でない事。
第 6 条 (口座の開設及び取引の適格要件) (法人のお客様の場合)	(6) <u>法人の電子メールアドレスをお持ちである事。</u> (7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。 (8) 本約款に定めるお客様の義務に違反していない事。 (9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行わない事、 <u>または反社会的勢力(法令その他の事情を鑑み、弊社が反社会的勢力と認めたものを含む。以下同じ。)</u> の一員でない事。	(6) <u>専用</u> の電子メールアドレスをお持ちである事。 (7) 契約締結前の書面、契約締結時の書面、取引残高報告書、証拠金の受領にかかる書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供する事を、書面または電磁的方法によりご承諾頂ける事。 (8) 本約款に定めるお客様の義務に違反していない事。 (9) マネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行わない事、 <u>または反社会的勢力の一員でない事。</u>
第 7 条 (本取引に関する注意事項)	3. 本口座の開設または個別取引の諾否は、弊社が弊社の審査基準(第6条第2項に定める適格要件を含みます。)に基づき判定するものとし、 <u>かかる審査基準に違反すると弊社が合理的に認めた場合には、弊社は本口座の開設または個別取引をお断りする事ができるものとします。</u> 尚、弊社は、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果弊社が本口座の開設または個別取引をお断りした場合であっても、弊社は、その理由については開示しないものとします。	3. 本口座の開設または個別取引の諾否は、弊社が弊社の審査基準(第6条第2項に定める適格要件を含みます。)に基づき判定するものとし、 <u>お客様は弊社が本口座の開設または個別取引を承諾した場合に限り、本取引を行う事ができます。</u> 尚、弊社は、かかる審査基準を開示しないものとします。また、判定の結果弊社が本口座の開設または個別取引をお断りした場合であっても、弊社は、その理由については開示しないものとします。
第 8 条 (口座の名義)	4. お客様が前二項の規定に違反すると弊社が合理的に認めた場合には、弊社は、お客様の口座の機能の全部若しくは一部を停止または解約する事ができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。また、弊社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。	4. お客様が前二項の規定に違反すると弊社が合理的に認めた場合には、弊社は、 <u>お客様の口座を停止または解約する事ができ、お客様はこれに異議を述べないものとします。</u> また、弊社が口座番号等の使用状況や入金者に関する事項等についてお客様に対して情報提供を求めた場合には、お客様は合理的な範囲でこれに応じるものとします。
第 21 条 (強制決済)	2. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、弊社はまずお客様に対して注文期限を定めて反対売買等をする旨の請求をする事ができ、弊社よりかかる請求があった場合には、お客様は、弊社の指定する注文期限までに、当該時点において保有するポジション(建玉)について反対売買等をし、決済しなければなりません。但し、かかる注文期限までに、お客様が反対売買等の注文を行わない時は、弊社は、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要する事なく、任意に、当該ポジション(建玉)の反対売買等をし、決済する事ができるものとします。	2. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、弊社はまずお客様に対して注文期限を定めて反対売買等をする旨の請求をする事ができ、弊社よりかかる請求があった場合には、お客様は、弊社の指定する注文期限までに、当該時点において保有するポジション(建玉)について反対売買等をし、決済しなければなりません。但し、かかる注文期限までに、お客様が反対売買等の注文を行わない時は、弊社は、お客様への事前連絡やお客様の承諾を要する事なく、任意に、当該ポジション(建玉)の反対売買等をし、決済する事ができるものとします。

	<p>(1) 口座開設時に虚偽の申告をした事が判明した場合。</p> <p>(2) お客様の弊社に対する本取引にかかる債務またはその他一切の弊社に対する債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した時。</p> <p>(3) 弊社の Web サイトの運営若しくは弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行ったと弊社が認めた場合。</p> <p>(4) お客様の弊社に対する債務（但し、本取引にかかる債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これらに類似の事実（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由を含みます。）が発生した時、またはこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由を生じた時。</p> <p><u>(5) お客様が取引を行うにあたり、本システム、システム機器、通信機器、端末機器、接続回線若しくはプログラムの不正な操作、改変等若しくは本システム以外のツール等により、健全な取引通念上不適切、不適正な方法による取引または本システムでは通常実行できない取引を行ったと弊社が認めた場合。</u></p> <p><u>(6) 弊社が提供するレート等の情報の不正な取得若しくは利用、若しくはインターネットのセキュリティの脆弱性の利用等、不適當、不適正な内容及び方法等により取引を行ったと弊社が認めた場合、またはそのおそれがあると弊社が認めた場合。</u></p> <p>(7) お客様が本約款その他弊社が本取引に関して定める規定のうちいずれかの条項の一部でも違反した時。</p> <p>(8) お客様が本取引に関して弊社に対して有する債権と債務（期限の到来していない債務を含みます。）の支払い通貨が異なる場合において、お客様の債務の額が債権の評価額の 80%を上回った場合。</p> <p>(9) お客様の合計資産が 0 円を下回った（マイナスになった）場合で、弊社の要請にもかかわらずお客様が直ちに入金若しくは保有するポジション（建玉）を決済する等により当該合計資産を 0 円以上の状態にしない時。</p> <p>(10) 前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じた時。</p>	<p>(1) 口座開設時に虚偽の申告をした事が判明した場合。</p> <p>(2) お客様の弊社に対する本取引にかかる債務またはその他一切の弊社に対する債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した時。</p> <p>(3) 弊社の Web サイトの運営若しくは弊社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行ったと弊社が認めた場合。</p> <p>(4) お客様の弊社に対する債務（但し、本取引にかかる債務を除きます。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、仮処分、差押、競売手続、滞納処分その他これらに類似の事実（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由を含みます。）が発生した時、またはこれらの申立、処分若しくは通知を受ける可能性のある事由を生じた時。</p> <p><u>(5) レートまたはレートの配信を操作する、若しくは本システムでは通常実行できないような取引を行う等、本システムに対する不当行為により不適正な取引を行ったと弊社が認めた場合。</u></p> <p>(6) お客様が本約款その他弊社が本取引に関して定める規定のうちいずれかの条項の一部でも違反した時。</p> <p>(7) お客様が本取引に関して弊社に対して有する債権と債務（期限の到来していない債務を含みます。）の支払い通貨が異なる場合において、お客様の債務の額が債権の評価額の 80%を上回った場合。</p> <p>(8) お客様の合計資産が 0 円を下回った（マイナスになった）場合で、弊社の要請にもかかわらずお客様が直ちに入金若しくは保有するポジションを決済する等により当該合計資産を 0 円以上の状態にしない時。</p> <p>(9) 前各号の他、債権保全を必要とする相当の事由が生じた時。</p>
<p>第 22 条 (差引計算)</p>	<p><u>4. 前項の他、弊社が顧客資産において通貨の転換が必要と合理的に認めた場合は、弊社の指定する為替レートを適用し、通貨を転換できるものとします。</u></p> <p>5. 本条に基づく差引計算を行ってもなお残債務がある場合には、お客様は、弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>	<p><u>4. 本条に基づく差引計算を行ってもなお残債務がある場合には、お客様は、弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</u></p>
<p>第 27 条 (報告)</p>	<p>お客様は、第 21 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、弊社に対して、<u>直ちにその旨の報告</u>をするものとします。</p>	<p>お客様は、第 21 条第 1 項及び第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、弊社に対して、<u>直ちに直接書面をもってその旨の報告</u>をするものとします。</p>

第 28 条 (届出事項の変更)	弊社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地その他弊社が定める事項に変更があった時は、お客様は、弊社に対し直ちに弊社の所定の方法をもってその旨の届出をするものとします。	弊社に届け出たお客様の氏名若しくは名称、印鑑または住所若しくは事務所の所在地その他弊社が定める事項に変更があった時は、お客様は、弊社に対し直ちに弊社の所定の方法をもってその旨の届出をするものとします。
第 31 条 (免責事項)	<p><u>(9) 本口座の機能の全部若しくは一部の停止、解約または強制決済等に基づきお客様に発生した損害。</u></p> <p>(10) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていた事により生じた損害。尚、かかる事由には、カウンターパーティからの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、弊社 Web サイトに表示される高値若しくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(11) お客様が本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、第三者(弊社の顧客を含む)への提供、営業目的での利用、加工または再配信等お客様の取引目的以外の目的で利用した事に関連して生じた損害。</p> <p>(12) 国内の金融機関の休日または弊社の取扱時間外の為に、お客様の注文に応じ得ない事により生じた損害。</p> <p>(13) 国内の金融機関の休日または弊社の取扱時間外の為に、本取引にかかる諸通知が遅延した事により生じた損害。</p> <p>(14) その他弊社の責めによらない事由により生じた損害。</p>	<p>(9) 本サービスによりお客様に提供された情報が正確性を欠いていた事により生じた損害。尚、かかる事由には、カウンターパーティからの異常レートの配信、またはシステムの故障その他の原因により、弊社 Web サイトに表示される高値若しくは安値の誤表示等を含みますが、これらに限られません。</p> <p>(10) お客様が本サービスを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、第三者(弊社の顧客を含む)への提供、営業目的での利用、加工または再配信等お客様の取引目的以外の目的で利用した事に関連して生じた損害。</p> <p>(11) 国内の金融機関の休日または弊社の取扱時間外の為に、お客様の注文に応じ得ない事により生じた損害。</p> <p>(12) 国内の金融機関の休日または弊社の取扱時間外の為に、本取引にかかる諸通知が遅延した事により生じた損害。</p> <p>(13) その他弊社の責めによらない事由により生じた損害。</p>
第 32 条 (反社会的勢力の排除)	(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 弊社 の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為。	(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて 貴行 の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為。
第 33 条 (本口座の停止または解約)	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 21 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、<u>弊社は本口座の機能の全部または一部を停止できるものとし、お客様は停止された範囲において本口座での証拠金の出金、注文または決済等ができなくなります。</u></p> <p>(1) お客様が弊社に対し本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 41 条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) MT4 口座及び、くりっく 365 口座が停止された時。</p> <p><u>(6) 弊社により過誤入金がなされた時。</u></p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の解約の申し入れをした時。</p>	<p>1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 21 条第 1 項、第 2 項に掲げる事項のいずれかに該当した時は、<u>本口座は停止される事となり、本口座での取引はできなくなります。(但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。)</u></p> <p>(1) お客様が弊社に対し本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の停止の申し入れをした時。</p> <p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。</p> <p>(3) 第 41 条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。</p> <p>(4) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) MT4 口座及び、くりっく 365 口座が停止された時。</p> <p>(6) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、本口座は解約される事とします。</p> <p>(1) お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座、MT4 口座またはくりっく 365 口座の解約の申し入れをした時。</p>

<p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 弊社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) MT4 口座またはくりっく 365 口座が解約された時。</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。</p> <p><u>3. 本口座の機能の全部または一部が停止される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション（建玉）が残存する時、またはお客様の弊社に対する債務が残存する時は、弊社は、残存するポジション（建玉）を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第 22 条及び第 24 条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算できるものとします。尚、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</u></p> <p><u>4. 本口座が解約される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション（建玉）が残存する時、またはお客様の弊社に対する債務が残存する時は、残存するポジション（建玉）を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第 22 条及び第 24 条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。尚、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</u></p> <p><u>5. 前二項の場合に、発生した諸費用はお客様が負担するものとし、お客様はその都度弊社に対して支払うものとします。</u></p> <p><u>6. 前三項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、弊社は、お客様に対して当該金銭を返還するものとします。</u></p> <p><u>7. 第 1 項に基づき本口座の機能の全部または一部が停止された場合、お客様が本口座の停止解除を申し出た時には、弊社が本口座の機能の全部または一部の停止を解除する事が相当であると判断した場合に、弊社の所定の方法に従い本口座の機能の全部または一部の停止が解除されるものとします。</u></p> <p><u>8. 本契約の終了（終了の事由を問わず、期間満了も含む。）にかかわらず、第 26</u></p>	<p>(2) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の解約を通告した時。</p> <p>(3) 一定期間にわたり本口座の停止が継続した場合。</p> <p>(4) お客様がマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する為に外国為替証拠金取引を行っている、または反社会的勢力の一員であると弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(5) 弊社がお客様に通知した口座番号等を、共同で使用し、または他人に貸与若しくは譲渡した場合。</p> <p>(6) お客様が本約款第 6 条第 2 項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。</p> <p>(7) MT4 口座またはくりっく 365 口座が解約された時。</p> <p>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が本口座を存置する事が不適切であると認めた場合。</p> <p><u>3. 本口座が停止される場合または解約される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション（建玉）が残存する時、またはお客様の弊社に対する債務が残存する時は、残存するポジション（建玉）を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第 22 条及び第 24 条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。尚、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</u></p> <p><u>4. 前項の場合に、発生した諸費用はお客様が負担するものとし、お客様はその都度弊社に対して支払うものとします。</u></p> <p><u>5. 前二項に基づく清算の後、本口座内に余剰の金銭が残存している場合には、弊社は、お客様に対して当該金銭を返還するものとします。</u></p> <p><u>6. 第 1 項に基づき本口座が停止された場合、お客様が本口座の停止解除を申し出た時には、弊社が本口座の停止を解除する事が相当であると判断した場合に、弊社の所定の方法に従い本口座の停止が解除されるものとします。</u></p>
--	---

	条、第 29 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条の効力は存続するものとします。	7. 本契約の終了(終了の事由を問わず、期間満了も含む。)にかかわらず、第 26 条、第 29 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条の効力は存続するものとする。
第 41 条 (本約款の変更)	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂される事があります。尚、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである時は、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。この場合、お客様は、原則として <u>Web サイト等</u> にて当該変更にご同意頂いた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。尚、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな約款を送付するものとします。	本約款は、法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示により、またはその他必要が生じた時に改訂される事があります。尚、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するまたはお客様に新たな義務を課すものである時は、弊社は、原則として弊社の運営する Web サイトにおける情報通信の方法により、お客様から当該変更について同意を頂くものとします。この場合、お客様は、原則として <u>Web サイト</u> にて当該変更にご同意頂いた場合に限り、本約款の改訂後も本取引を継続できるものとします。尚、弊社は、かかる同意を頂いた後、お客様のご要望に応じ、書面にて新たな約款を送付するものとします。